

## 議題(1) 紹介受診重点医療機関について

## 外来機能報告及び紹介受診重点医療機関について

## 制度導入の経緯等

- ・令和3年5月に医療法の一部改正が公布され、地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めるため、令和4年度から医療機関における重点外来の実施状況、紹介率・逆紹介率などを把握する「外来機能報告」が開始された
- ・各都道府県は、外来機能報告の結果を踏まえ、地域において紹介受診重点医療機関の選定についての協議を行う（外来機能報告は毎年度実施され、その結果を踏まえて毎年度協議が必要）

## 紹介受診重点医療機関の概要

- ・かかりつけ医などからの紹介患者への外来に重点をおき、手術・処置や化学療法等を必要とする外来、放射線治療等の高額な医療機器・設備を必要とする外来（以下「重点外来（※）」）などを行う医療機関
- ・患者は、まず地域のかかりつけ医などを受診し、必要に応じて紹介を受けて紹介受診重点医療機関を受診するとともに、状態が落ち着いた後に逆紹介を受けて地域に戻るといった、受診の流れを明確化することにより、病院の外来患者の待ち時間の短縮、勤務医の外来負担の軽減等を見込む
- ・紹介受診重点医療機関を周知するため、都道府県が公表する
- ・200床以上の一般病床を有する場合は、選定療養費（紹介状なしで受診する場合の定額負担 7,000円以上）の請求義務がある

- ※重点外来
- ① 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来（悪性腫瘍手術の前後の外来 など）
  - ② 高額等の医療機器・設備を必要とする外来（外来化学療法、外来放射線治療 など）
  - ③ 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来 など）

## 紹介受診重点医療機関の基準

- ・外来機能報告で把握した内容において、次の基準（①かつ②）を満たす場合、地域医療構想調整会議で協議し、選定を判断する
- ①初診の外来件数のうち重点外来の占める割合40%以上
  - ②再診の外来件数のうち重点外来の占める割合25%以上

## 外来機能報告の内容を踏まえた紹介受診重点医療機関に関する協議の進め方について

### 協議の進め方

区分	医療機関からの意向あり	医療機関からの意向なし
紹介受診重点医療機関の <u>基準（※1）を満たす</u>	特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。	医療機関の意向が第一であることを踏まえつつ、当該地域の医療提供体制のあり方を協議した上で、当該制度の趣旨等を説明し、改めて意向を確認する。
紹介受診重点医療機関の <u>基準（※1）を満たさない</u>	紹介率、逆紹介率等（※2、3）を活用して協議する。	協議の必要なし。

※1 「初診の外来件数のうち重点外来の占める割合40%以上」かつ「再診の外来件数のうち重点外来の占める割合25%以上」

※2 協議に当たっては、紹介率・逆紹介率の水準（紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上）、当該医療機関の機能（特定機能病院、地域医療支援病院等）、外来医療の実施状況や地域性等を踏まえる。

※3 紹介率・逆紹介率の水準を満たさない場合は、紹介受診重点医療機関となることが必要な理由、基準の達成に向けた具体的な取組内容・スケジュール等の提示が必要となる。

# 紹介受診重点医療機関について

○ 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化する。

- ① 外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、
- ② 「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。

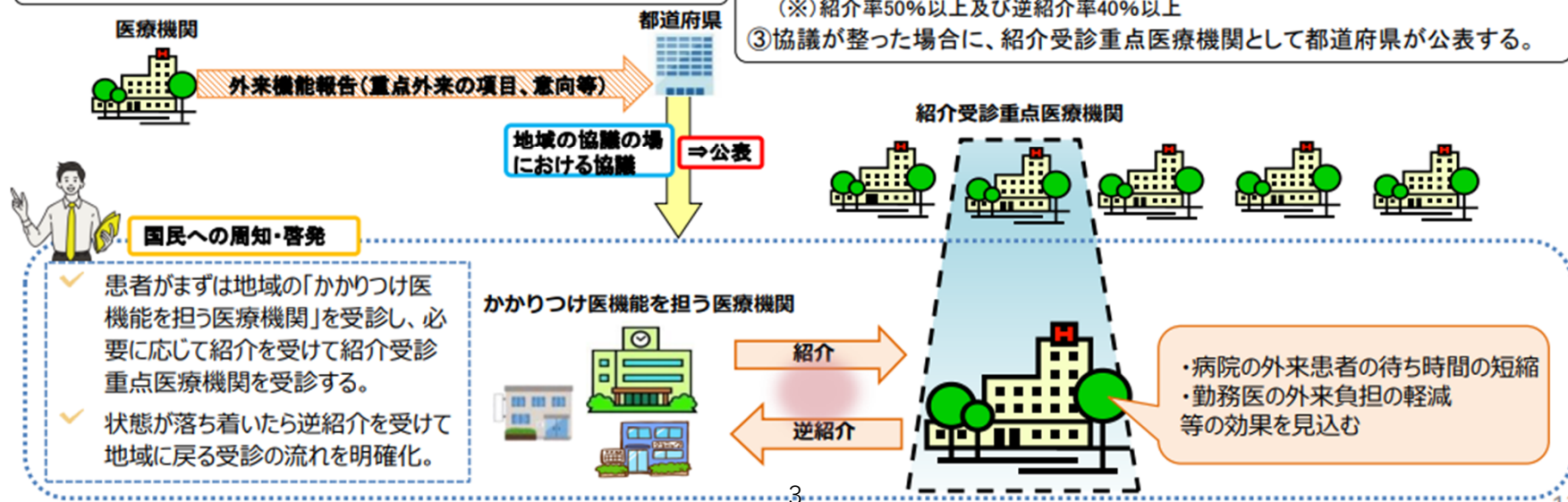
※紹介受診重点医療機関(一般病床200床以上の病院に限る。)は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

## 【外来機能報告】

- 「医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)」等の実施状況
  - ・ 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
  - ・ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
  - ・ 特定の領域に特化した機能を有する外来
- 紹介・逆紹介の状況
- 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

## 【地域の協議の場】

- ① 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準(※)を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしつつ協議を行う。  
(※)初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ  
再診に占める重点外来の割合25%以上
- ② 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たさない医療機関であっても、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、紹介率・逆紹介率等(※)を活用して協議を行う。  
(※)紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上
- ③ 協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。



## 令和7年度外来機能報告結果（魚沼圏域内病院）について

【報告対象期間】 R6.4.1～R7.3.31

医療機関名	意向の有無	紹介受診重点医療機関の基準 <u>②40%以上 かつ ③25%以上</u>		参考にする紹介率・逆紹介率の水準 ④50%以上 かつ ⑤40%以上	
	① 医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関	②紹介受診重点外来の患者割合【初診】	③紹介受診重点外来の患者割合【再診】	④紹介率	⑤逆紹介率
県立松代病院	無	17.7	8.6	6.4	26.3
県立十日町病院	無	47.3	19.0	37.4	45.2
小出病院	無	18.3	26.7	28.6	28.5
<b>魚沼基幹病院</b>	<b>有</b>	<b>45.2</b>	<b>26.1</b>	<b>49.3</b>	<b>68.1</b>
南魚沼市民病院	無	20.6	26.4	17.1	16.7
齋藤記念病院	無	66.4	19.0	20.3	27.2
町立湯沢病院	無	12.1	6.5	26.8	22.2
町立津南病院	無	8.0	10.1	4.9	13.9

## 紹介受診重点医療機関の選定（継続）について

### (1) 外来機能報告の結果（魚沼基幹病院）

令和7年度	医療機関名	①紹介受診重点医療機関となる意向	【基準】 ②③両方を満たすこと		【参考水準】 ④⑤両方を満たすこと ※意向はあるが基準を満たさない場合に参考にする		備考
			②重点外来の割合 (初診) *基準 40%以上	③重点外来の割合 (再診) *基準 25%以上	④紹介率 *水準 50%以上	⑤逆紹介率 *水準 40%以上	
			魚沼基幹病院	○	○	○	
			45.2%	26.1%	49.3%	68.1%	
【参考】 過去3年間	令和6年度	○	×	○	×	○	R7.2.20協議 紹介受診重点医療機関 (R7.4.1～R8.3.31)
			38.3%	25.0%	39.8%	52.4%	
	令和5年度	○	×	×	×	○	R6.2.21協議 紹介受診重点医療機関 (R6.4.1～R7.3.31)
			38.9%	24.7%	38.3%	46.3%	
	令和4年度	○	○	○	×	×	R5.7.21協議 紹介受診重点医療機関 (R5.8.1～R6.3.31)
			41.6%	26.4%	40.1%	38.1%	